



平成 23 年 8 月 9 日

各 位

会社名 株式会社アドバネクス
代表取締役会長兼社長 加藤 雄一
(東証第一部・コード 5998)
問合せ先 取締役業務管理本部長 大野 俊也
TEL : 03-3822-5865

会社名 株式会社ストロベリーコーポレーション
代表取締役社長 小原 正美
(JASDAQ・コード 3429)
問合せ先 経営管理部長 吉成 睦
TEL : 03-5953-5115

株式会社アドバネクスによる株式会社ストロベリーコーポレーションの 株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

株式会社アドバネクス(代表取締役会長兼社長 加藤 雄一、以下「アドバネクス」という)及び株式会社ストロベリーコーポレーション(代表取締役社長 小原 正美、以下「ストロベリーコーポレーション」という)は、平成 23 年 8 月 9 日開催のそれぞれの取締役会において、アドバネクスを完全親会社とし、ストロベリーコーポレーションを完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という)を行うことを決議し、本日、両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」という)を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換は、アドバネクスについては、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けないで行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日(平成 23 年 11 月 1 日予定)に先立ち、ストロベリーコーポレーションの普通株式は、株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場(以下「JASDAQ」という)において平成 23 年 10 月 27 日付けで上場廃止(最終売買日は平成 23 年 10 月 26 日)となる予定です。

なお、ストロベリーコーポレーションの代表取締役小原正美は、アドバネクスの取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、平成 23 年 8 月 9 日開催のストロベリーコーポレーションの取締役会における本株式交換契約の締結に関する審議及び決議には出席しなかったほか、本株式交換に関するストロベリーコーポレーション内の協議および交渉には参加していません。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

アドバネクスグループ(以下「当グループ」といいます。)は、主力の精密ばね事業に加え、プラスチック事業及びヒンジ事業を国内外で展開しております。これらのうち、ヒンジ事業につきましては、平成 13 年に JASDAQ に上場した子会社のストロベリーコーポレーションが、携帯電話向け等のヒンジユニットの製造・販売事業を軸として事業展開してきましたが、市場環境の変化と価格競争の激化により、売上・収益は昨年来減少傾向にあります。こうした中で、事業体制の再編に取り組み収益力の回復を図るため、昨年 10 月以降、経営合理化施策を実施してきましたが、主として携帯電話向け事業において、技術的難易度が高まり品質問題の発生が増加したことへの対応や中国における生産移管の遅れ等により業績の改善には至らず、ストロベリーコーポレーションは平成 23 年 3 月期連結会計年度において、営業損失 956 百万円、当期純損失 1,772 百万円の大幅赤字を計上し、同年度末において 371 百万円の債務超過に陥りました。

このような状況下、当グループは、携帯電話向けヒンジ等につきましては、営業収支の早期黒字化の見通しが現状では不透明なうえ、事業継続には今後も資金の追加調達が必要な状態にあることから、事業の縮小又は一部撤退が不可避との判断に至りました。そのため、すでに実施されている生産拠点の外部委託などの経営合理化策に加えて、不採算商品を中心とした事業の縮小を計画しました。このような経営合理化策の実施と事業の縮小などの施策により、平成24年3月期においては平成23年3月期と比較して営業赤字の大幅な減少を見込みました。

ところがストロベリーコーポレーションは、平成23年7月8日発表の「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、顧客への部品供給責任や顧客からの生産終了時期の延期要望などの理由から、事業の縮小及び一部撤退の進捗が予定より遅れ、不採算商品につきましても、生産を継続せざるを得ない状況にあります。また値上げ実現に向けての交渉が難航しているため、計画していた値上げ適用時期が遅延しており、収益性の悪化により損失が拡大する見込みとなりました。さらに、ノートパソコン向けヒンジ事業も、新規案件の取り込みが遅れたため、収益の低下が見込まれております。これらの結果として、平成24年3月期第2四半期の連結業績予想は、営業損失330百万円、四半期純損失360百万円、平成24年3月期通期では、営業損失420百万円、当期純損失470百万円に悪化する見込みであり、このままでは資金繰りの逼迫から、企業の存続が危ぶまれる状況となっております。

他方、ストロベリーコーポレーションが営むヒンジ事業は、アドバネクスにおける事業と密接に関連する事業であるため、ストロベリーコーポレーションの事業継続は、当グループにおける取引、収益性その他の経営成績に直接的な影響を及ぼし得る極めて重大な問題であります。具体的には、主要な顧客が重複していることからアドバネクスの取引先との信用問題に発展する可能性が高いなどといった重大な問題が生じることが予想されます。アドバネクスとしましては、独立した上場企業であるストロベリーコーポレーションに対する一株主であるという立場を貫く選択肢も検討しましたが、ストロベリーコーポレーションにおける事業が継続しない場合、アドバネクスに生じる悪影響は、株式価値の毀損、貸付金の回収不能といった直接的な損害に留まらず、企業としての信用失墜、既存取引先との取引停止等、間接的ではあるものの企業活動に対する甚大な損害にまで及ぶ可能性が極めて高いと予想されます。かかる事態に陥った場合、ストロベリーコーポレーションの存続という問題のみならず、当グループ全体の存続に関わる問題に発展する可能性が否定できません。

この状況下、アドバネクス及びストロベリーコーポレーションは、両社の企業価値の毀損の最小化のための諸施策について協議・検討を重ね、予想以上に事業撤退に時間を要している現実を踏まえ、今後発生する赤字を可能な限り縮小するとともに、当グループとしてストロベリーコーポレーションを支援し、アドバネクスに与える損害及び悪影響を最小化するためには、アドバネクスが議決権の100%を取得することが必要不可欠であると判断しました。ストロベリーコーポレーションを完全子会社化することにより、営業・生産・管理等のあらゆる機能につき重複機能統合による経費の節減を即時に実現するとともに、機動的な資金支援を実行できる体制を構築することが可能になり、同時に、当グループ全体に対する損害の拡大を防止することができると考えております。また、ストロベリーコーポレーションは、携帯電話向けヒンジに代わる事業として、今後、製品のライフサイクルが長く、採算性の改善が見込まれる自動車、住宅設備、医療等向けヒンジを有望市場として開拓する方針であり、この分野においてはアドバネクスの顧客ターゲットと重なる点から、お互いの相乗効果が期待できます。このように、中長期的にはこれまでストロベリーコーポレーションが培った高機能ヒンジユニットに関する高い技術力とノウハウを活用することで、精密ばね事業を軸とする一体的なグループ経営を強化し、グループ資源の効率的活用を推進してまいります。

今後、両社はアドバネクスグループとして、一層の事業連携と効率的運営を図り、企業価値の向上に取り組むことにより、本株式交換に伴ってアドバネクスの株式を取得することになるストロベリーコーポレーションの株主の皆様を含め、アドバネクスの株主の皆様のご期待に応えていきたいと考えております。

2. 本株式交換の要旨

(1) 株式交換の日程

取締役会決議日（両社）	平成23年8月9日（火）
株式交換契約締結日（両社）	平成23年8月9日（火）

臨時株主総会基準日 (ストロベリーコーポレーション)	平成23年8月25日(木)
株式交換契約承認臨時株主総会開催日 (ストロベリーコーポレーション)	平成23年9月27日(火)(予定)
最終売買日 (ストロベリーコーポレーション)	平成23年10月26日(水)(予定)
上場廃止日 (ストロベリーコーポレーション)	平成23年10月27日(木)(予定)
株式交換の予定日(効力発生日)	平成23年11月1日(火)(予定)

(注1) 本株式交換は、アドバネクスについては、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を受けずに行う予定です。

(注2) 上記日程は、本株式交換の手続遂行上の必要性及びその他の事由により、両社の合意に基づき変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

アドバネクスを株式交換完全親会社、ストロベリーコーポレーションを株式交換完全子会社とする株式交換となります。なお本株式交換は、アドバネクスについては、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。ストロベリーコーポレーションについては、平成23年9月27日開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社アドバネクス (株式交換完全親会社)	株式会社ストロベリーコーポレーション (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	92
本株式交換により交付する株式数	普通株式：1,843,956株 (株式会社アドバネクスは、その保有する自己株式470,759株を株式交換による株式の割当てに充当する。)	

(注1) 株式の割当比率

ストロベリーコーポレーションの株式1株に対して、アドバネクスの株式92.00株を割当交付します。ただし、アドバネクスが保有するストロベリーコーポレーションの株式(本日現在20,316株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

アドバネクスは、本株式交換に際して、本株式交換によりアドバネクスがストロベリーコーポレーションの発行済株式(ただし、アドバネクスが保有するストロベリーコーポレーションの株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)のストロベリーコーポレーションの株主の皆様(ただし、アドバネクスを除きます。)に対し、その保有するストロベリーコーポレーションの株式に代わり、その保有するストロベリーコーポレーションの株式の数の合計に92.00を乗じた数のアドバネクスの株式を交付します。交付する株式については、保有する自己株式(平成23年6月30日現在470,759株)(普通株式)及び単元未満株式の買取請求などにより本株式交換の効力発生日までに取得する自己株式(普通株式)を充当し、不足分については新たに普通株式を発行する予定です。なお、ストロベリーコーポレーションは、基準時までに保有する自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)の全てを、本株式交換の効力発

生日の前日までに消却する予定です。

アドバネクスの交付する株式数は、ストロベリーコーポレーションの自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、アドバネクスの単元未満株式を保有することとなるストロベリーコーポレーションの株主の皆様につきましては、アドバネクスの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度 (1,000株への買増し)

アドバネクスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元(1,000株)となる数の株式をアドバネクスから買い増すことを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度 (単元未満株式の売却)

アドバネクスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、アドバネクスに対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

3. 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、アドバネクス及びストロベリーコーポレーションがそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、アドバネクスはBE1総合会計事務所、ストロベリーコーポレーションはコンピタント税理士法人を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

BE1総合会計事務所は、アドバネクスについては、アドバネクスが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価方式(平成23年8月5日を算定基準日とし、東京証券取引所市場第一部における、平成23年7月6日から平成23年8月5日までの直近1ヶ月間、平成23年5月6日から平成23年8月5日までの直近3ヶ月間、平成23年2月6日から平成23年8月5日までの直近6ヶ月間及びストロベリーコーポレーションが平成23年3月期において債務超過の状態に陥ったことに起因する上場廃止に係る猶予期間入りに関する開示を行った平成23年6月17日の翌営業日である6月20日から平成23年8月5日までの期間の各取引日の株価終値平均)を採用して算定しました。それに加えて金属加工製品業の同業他社の市場株価と比較するため類似会社比準方式を採用して算定を行ったほか、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式(以下「DCF方式」といいます。)を採用して算定を行いました。

ストロベリーコーポレーションについては、ストロベリーコーポレーションが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価方式(平成23年8月5日を算定基準日とし、JASDAQにおける、平成23年7月6日から平成23年8月5日までの直近1ヶ月間、平成23年5月6日から平成23年8月5日までの直近3ヶ月間、平成23年2月6日から平成23年8月5日までの直近6ヶ月間及びストロベリーコーポレーションが平成23年3月期において債務超過の状態に陥ったことに起因する上場廃止に係る猶予期間入りに関する開示を行った平成23年6月17日の翌営業日である6月20日から平成23年8月5日までの期間の各取引日の株価終値平均)を採用して算定しました。また、株式の市場株価に企業価値を適正に反映していない兆候があることから、ストロベリーコーポレーションについても、類似会社比準方式とDCF方式を採用して算定を行いました。債務超過や収益の低下(実績、予想ともに)等の要因から、両方式ともストロベリーコーポレーションの株式の評価額はゼロとなりました。

なお、アドバネクスの1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価方式	141~218
類似会社比準方式	0
DCF方式	0

BE1総合会計事務所は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性、信頼性、完全性又は妥当性の検証を行っておりません。また、両社とその関係

会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

なお、BE1 総合会計事務所が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性について意見を表明するものではありません。

一方、コンピタント税理士法人は、アドバネクスについては、アドバネクスが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成23年8月5日を算定基準日とし、東京証券取引所市場第一部における、平成23年7月6日から平成23年8月5日までの直近1ヶ月間、平成23年5月6日から平成23年8月5日までの直近3ヶ月間、平成23年2月6日から平成23年8月5日までの直近6ヶ月間の期間の各取引日の株価終値平均）を採用して算定しました。それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

ストロベリーコーポレーションについては、ストロベリーコーポレーションが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成23年8月5日を算定基準日とし、JASDAQにおける、平成23年7月6日から平成23年8月5日までの直近1ヶ月間、平成23年5月6日から平成23年8月5日までの直近3ヶ月間、平成23年2月6日から平成23年8月5日までの直近6ヶ月間に加え、ストロベリーコーポレーションが平成23年3月期において債務超過の状態に陥ったことに起因する上場廃止に係る猶予期間入りに関する開示を行った平成23年6月17日の翌営業日である6月20日から平成23年8月5日までの期間の各取引日の株価終値平均）を採用して算定しました。またストロベリーコーポレーションは、現在、債務超過の状態にあり収益改善の具体的な見通しが立っていないことや、主要事業の縮小と撤退を進めていることなどから、将来収益に基づいて株式価値の評価を行うDCF法を採用せず、一般的に清算を行うことを前提とした静態的評価とされる純資産法を採用して算定を行いました。またストロベリーコーポレーションの株式の評価額はゼロとなりました。

なお、アドバネクスの1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	140.66～217.35
DCF法／純資産法	0

コンピタント税理士法人は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性、信頼性、完全性又は妥当性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

なお、コンピタント税理士法人が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性について意見を表明するものではありません。

また、BE1 総合会計事務所及びコンピタント税理士法人が採用したアドバネクスの連結事業計画は、ストロベリーコーポレーションにおいて、主要事業である携帯電話向けヒンジ事業の大規模縮小と将来的撤退に基づき、採算性の改善、原価低減、販売・管理費の削減等による営業損失額の縮小と来期以降の損益均衡を見込むことに加えて、アドバネクスの精密ばね事業において、現在急成長しているスマートフォン向け部品等、利益率の高い商品の売上増加による営業利益の増加を見込む内容となっておりますが、両算定機関において、保守的な計画に修正したものを評価の基礎としたり、割引率の設定に関し利益計画のリスクを織り込む等の調整を行っておりません。

(2) 算定の経緯

アドバネクス及びストロベリーコーポレーションは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。ストロベリーコーポレーションについては、業績悪化が継続しており、平成23年7月8日に平成24年3月期第2四半期の連結業績予想の修正を開示していることから、直近に近い平均株価を重視するとともに、営業赤字のためフリーキャッシュフローを単独企業として

合理的に計画できない現在の状況に加え、債務超過のため純資産法によれば株価がゼロという実態を踏まえました。アドバネクスについては、ストロベリーコーポレーションが営むヒンジ事業以外のセグメントでは、業績回復が鮮明であることから、市場株価法にDCF法に基づく株式価値を加味して評価しました。その結果両社は上記2.(3)記載の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断し、平成23年8月9日に開催された両社の取締役会にて本株式交換の株式交換比率を決定し、同日、両社間で本株式交換契約を締結しました。

株式交換比率の算定に際しては、いずれも金融商品取引所に上場されており、市場株価が存在する株式であることから、市場株価を基礎としたうえで、これに他の算定方法による評価を加味する方法によっていますが、ストロベリーコーポレーションの市場株価方式以外の方法による株式価値の算定がゼロと評価されていることから、アドバネクスの株主に皆様には、交換比率に応じた希薄化及び1株当たり純資産の減少という影響が生じることになります。しかし、本株式交換は、ストロベリーコーポレーションの事業継続を図ることを主目的としています。上記1.にて記載のとおり、同時に、アドバネクス及び当グループにおける損失拡大を早期に防止し、機動的な資金支援体制を構築することにより、両社の企業価値の毀損を最小化することも目的としています。こうした観点から、アドバネクスとしては、本株式交換が当グループの価値毀損の防止を通じた中長期的な企業価値の向上にとって有益であると判断しており、また、希薄化の程度が軽微であることから、今後の成長基盤の確立と企業価値の向上に資するものとして、株式交換比率には合理性があるものと考えております。

本株式交換に関して、アドバネクスの監査役3名（うち社外監査役2名）は、その全員が、それぞれ取締役会による本株式交換契約締結の決議に賛成である旨の意見を述べております。また、これに加えて、アドバネクスの独立役員たる地位にある社外監査役川崎利秋は、本株式交換は、アドバネクスの企業価値の毀損を防止し、将来的な株式価値の向上に資するものと認められ、アドバネクスにとって不利益なものとは認められず、これに賛同する旨の意見を述べております。

なお、上述の第三者算定機関が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

また、株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

(3) 算定機関との関係

BE1総合会計事務所及びコンピタント税理士法人はいずれも、アドバネクス及びストロベリーコーポレーションの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

ストロベリーコーポレーションの発行している新株予約権については、ストロベリーコーポレーションが本株式交換の効力発生日の前日までに、発行している新株予約権のすべてを無償にて取得、消却する予定です。

なお、ストロベリーコーポレーションは新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

ストロベリーコーポレーションはその普通株式をJASDAQに上場しておりますが、本株式交換による完全子会社化により、JASDAQの有価証券上場規程及び上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる予定です。

ストロベリーコーポレーションの株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりストロベリーコーポレーションの株主の皆様は割り当てられるアドバネクスの株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も東京証券取引所での取引が可能であることから、ストロベリーコーポレーションの株式を11株以上保有し本株式交換によりアドバネクスの株式の単元株式数である1,000株以上のアドバネクスの株式の割当てを受けるストロベリーコーポレーションの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、11株未満のストロベリーコーポレーションの株式を保有するストロベリーコーポレーションの株主の皆様には、アドバネクスの株式の単元株式数である1,000株に満たないアドバネクスの株式が割り当てられます。単元未満株式については東京証券取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、アドバネクスに対し、自己の保有する単元未満株式を

買い取ることを請求することが可能です。

また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をアドバネクスから買い増すことを請求することも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記2.(3)(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照下さい。

なお、本株式交換による完全子会社化の目的は、上記1.「本株式交換による完全子会社化の目的」記載のとおりであり、ストロベリーコーポレーションの株式の上場廃止そのものを目的とするものではありません。

(6) 公正性を担保するための措置

アドバネクスは、ストロベリーコーポレーションの発行済株式総数の50.09%を保有していることから、本株式交換における交換比率の公正性を担保するために、アドバネクス及びストロベリーコーポレーションは、上記3.(1)「算定の基礎」に記載のとおり、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考として、検討・交渉・協議を行い、上記2.(3)記載の株式交換比率により株式交換を行うこととしました。なお、両社は、いずれも第三者算定機関から株式交換比率の公正性に関する評価意見(いわゆる「フェアネスオピニオン」)を取得しておりません。

(7) 利益相反を回避するための措置

ストロベリーコーポレーションの取締役会は、アドバネクスの取締役を兼任している代表取締役小原正美を除くストロベリーコーポレーションの取締役3名及び監査役3名(社外監査役2名)が出席し、出席取締役の全員一致で本株式交換契約の締結を決議しました。代表取締役小原正美は、ストロベリーコーポレーションとアドバネクスとの間の本株式交換に関するストロベリーコーポレーション内の協議及び交渉には参加しておりません。

また、利益相反回避の観点から、本株式交換契約の締結に関する取締役会の審議及び決議に先立ち、まずは、取締役会の時点でアドバネクスとの間で契約社員(残りの契約期間8ヶ月)の地位にある取締役清水優文、及び監査役のうちアドバネクスの監査役を兼任している監査役越智大蔵を除く監査役2名(社外監査役1名)により、本株式交換に関する審議を行い、本株式交換はストロベリーコーポレーションの企業価値の毀損の最小化に資するもので、本株式交換を行うことが、ストロベリーコーポレーションの少数株主にとって不利益なものではないと認められることを確認した上で、本株式交換契約の締結を決議しました。

次に、アドバネクスの正社員の地位にある取締役紺野年夫及び同村松昭典を含む3名の取締役並びにアドバネクスの監査役を兼任している監査役越智大蔵を含む監査役3名(社外監査役2名)により、あらためて本株式交換に関する審議を行い、出席取締役の全員一致で、本株式交換はストロベリーコーポレーションの企業価値の毀損の最小化に資するもので、本株式交換を行うことが、ストロベリーコーポレーションの少数株主にとって不利益なものではないと認められることを確認した上で、本株式交換契約の締結を決議する、という二段階のプロセスを経ております。

取締役清水優文は、上記のとおりアドバネクスと契約社員の地位にありますが、残り8カ月の契約期間であり、アドバネクスの正社員の地位にある他の取締役2名に比し、利害関係の程度が低いと考え、上記のとおり二段階のプロセスを経ました。

なお、取締役紺野年夫及び同村松昭典はアドバネクスの正社員、同清水優文は契約社員の地位にありますが、いずれの者もアドバネクスにおける勤務、業務執行等は行っておらず、形式的な在籍に留まっております。

また、ストロベリーコーポレーションの監査役3名(社外監査役2名)は、その全員が各々、取締役会による本株式交換契約締結の決議に賛成する旨の意見を表明しております。

さらに、ストロベリーコーポレーションは、平成23年8月8日に、ストロベリーコーポレーションの支配株主であるアドバネクスと一切の利害関係を有しないものとして独立役員たる地位にある社外監査役井上真伯より、本株式交換はストロベリーコーポレーションの企業価値の維持・向上(毀損の最小化を含む)に資するものと判断して本株式交換を行うもので、ストロベリーコーポレーションが本株式交換を行

う目的についてその正当性を疑わせる点はないこと、本株式交換の交換比率その他の条件について特に不合理な点は認められず、その妥当性を疑わせるような事情は認められないこと、本株式交換は、利益相反のおそれを防止する措置も講じられ、公正な手続によっていると認められることから、本株式交換を行うことが、ストロベリーコーポレーションの少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の意見を入手しております。

なお、アドバネクスにおいては、アドバネクスがストロベリーコーポレーションの株式を保有する親会社であることから、利益相反に対する策を講じておりません。

4. 株式交換当事会社の概要（平成23年3月31日現在。特記しているものを除く）

(1) 商号	株式会社アドバネクス (株式交換完全親会社)	株式会社ストロベリーコーポレーション (株式交換完全子会社)
(2) 事業内容	精密ばねの製造・販売及びプラスチック射出成形品の販売	精密機構部品（高機能ヒンジユニット）の開発・製造・販売
(3) 設立年月日	昭和21年11月22日	平成8年7月1日
(4) 本店所在地	東京都北区田端六丁目1番1号	東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 加藤 雄一	代表取締役社長 小原 正美
(6) 資本金	3,451,610千円	732,075千円
(7) 発行済株式数	40,155,637株	40,560株
(8) 純資産	3,160,285千円（連結）	△371,126千円（連結）
(9) 総資産	20,758,923千円（連結）	1,173,307千円（連結）
(10) 決算期	3月31日	3月31日
(11) 従業員数	2,776名（連結）	466名（連結）
(12) 主要取引先	キャノンプレジジョン(株) 大分キャノンマテリアル(株) (株)デンソー その他	Samsung Electronics（蘇州） ソニーイーエムシーエス(株) SANYO Electric（香港） その他
(13) 大株主及び持株比率	加藤 清 7.38% (株)三菱東京UFJ銀行 4.73% アドバネクスパートナーシップ持株会 3.13%	(株)アドバネクス 50.09% 大泉 雅裕 3.02% (株)三菱東京UFJ銀行 2.37%
(14) 主要取引銀行	(株)三菱東京UFJ銀行 (株)みずほコーポレート銀行 (株)三井住友銀行 住友信託銀行(株)	(株)三菱東京UFJ銀行 (株)日本政策金融公庫 (株)東京都民銀行 (株)日本政策投資銀行
(15) 当事会社間の関係等	資本関係	平成23年3月31日現在、アドバネクスはストロベリーコーポレーションの発行済株式総数（40,560株）の50.09%に相当する20,316株を所有しております。
	人的関係	平成23年8月9日現在、アドバネクスの取締役1名がストロベリーコーポレーションの取締役を兼任しております。またアドバネクスの契約社員1名およびアドバネクスの正社員2名がストロベリーコーポレーションの取締役3名に就任しております。そのほかに取締役はおりません。アドバネクスの正社員1名がストロベリーコーポレーションに出向しております。

	取引関係	アドバネクスはストロベリーコーポレーションに対して高機能ヒンジユニットに使用する部品等を販売しており、ストロベリーコーポレーションはアドバネクスに対して高機能ヒンジユニットを販売しております。
	関連当事者への該当状況	ストロベリーコーポレーションは、アドバネクスの連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(16) 最近3年間の業績

(単位：百万円。特記しているものを除く)

決算期	株式会社アドバネクス (完全親会社) (連結)			株式会社ストロベリーコーポレーション (完全子会社) (連結)		
	平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期
売上高	37,488	29,555	31,459	6,096	3,237	2,467
営業利益	△1,507	△274	552	129	△671	△956
経常利益	△1,484	△569	326	92	△696	△1,020
当期純利益	△3,595	△380	△152	73	△697	△1,772
1株当たり当期純利益(円)	△90.51	△9.58	△3.85	1,825.87	△17,279.96	△43,930.62
1株当たり配当金(円)	—	—	—	1,250.00	—	—
1株当たり純資産(円)	88.29	75.08	61.83	53,718.56	35,031.88	△9,309.25

5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 商号	株式会社アドバネクス
(2) 事業内容	精密ばねの製造・販売及びプラスチック射出成形品の販売
(3) 本店所在地	東京都北区田端六丁目1番1号
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 加藤 雄一
(5) 資本金	3,451,610千円
(6) 純資産	現時点では確定していません
(7) 総資産	現時点では確定していません
(8) 決算期	3月31日

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下取引等のうち、アドバネクスによるストロベリーコーポレーションの少数株主との取引に該当する見込みです。本株式交換に伴ってアドバネクスの連結財務諸表上におけるのれんの発生が見込まれますが、新たに発生するのれんの金額及びその償却期間等については、現時点では未定です。

7. 今後の見通し

本株式交換に伴い新たに発生するのれんの償却に関して、特別損失の発生等アドバネクスの連結業績及び単体業績に与える影響が見込まれておりますが、これについては現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた時点で速やかに開示いたします。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本株式交換は、ストロベリーコーポレーションにとって、支配株主との取引等に該当します。

ストロベリーコーポレーションが、平成23年6月30日に開示した「支配株主等に関する事項について」に開示した4. 支配株主との取引等を行なう際における少数株主の保護の方策の履行状況については次のとおりです。

ストロベリーコーポレーションは、アドバネクスからの事業活動に対する制約はなく、独立性は確保されており、他社との商取引と同様、公正かつ適切に行っております。また、当社社外監査役の井上真伯は、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、高い独立性を有していると判断し、独立役員に指定し届け出ており、経営の監視がなされています。そのためアドバネクスとの取引が、当社ひいては少数株主の権利を害することはないと判断しています。

ストロベリーコーポレーションは、本株式交換においても同様に、アドバネクスからの経営の独立性を確保に努めており、さらに上記3. (6) (7)に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本株式交換における株式交換比率の決定を行い、また、本株式交換を行います。

また、上記3. (7)に記載のとおり、ストロベリーコーポレーションは、平成23年8月8日に、ストロベリーコーポレーションの支配株主であるアドバネクスと利害関係を有しない独立役員である社外監査役井上真伯より、本株式交換はストロベリーコーポレーションの企業価値の維持・向上（毀損の最小化を含む）に資するものと判断して本株式交換を行うもので、ストロベリーコーポレーションが本株式交換を行う目的についてその正当性を疑わせる点はないこと、本株式交換の交換比率その他の条件について特に不合理な点は認められず、その妥当性を疑わせるような事情は認められないこと、本株式交換は、利益相反のおそれを防止する措置も講じられ、公正な手続によっていると認められることから、本株式交換を行うことが、ストロベリーコーポレーションの少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の意見を入手しております。意見書の記載内容については添付資料をご参照ください。

(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績

アドバネクス（当期連結業績予想は平成23年5月13日公表分）

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成24年3月期)	26,000	850	590	330
前期実績 (平成23年3月期)	31,459	552	326	△152

ストロベリーコーポレーション（当期連結業績予想は平成23年7月8日公表分）

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成24年3月期)	1,800	△420	△460	△470
前期実績 (平成23年3月期)	2,467	△956	△1,020	△1,772

以上

(添付資料)

平成 23 年 8 月 8 日

株式会社ストロベリーコーポレーション
取締役会 御中

社外監査役（独立役員） 井上 真伯

意見書

小職は、株式会社ストロベリーコーポレーション（以下「本会社」という）の社外監査役（独立役員）として、株式会社アドバネクス（以下「アドバネクス」という）との株式交換契約の締結（以下「本株式交換」という）を取締役会で決議するにあたり、以下のとおり意見を申し述べます。

意見

本株式交換を行うことは、本会社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる。

上記意見に至る理由等

1. 本株式交換に至る背景・経緯等

(1) 本会社の中期業績推移

本会社の売上及び利益は平成 17 年 3 月期をピークに下降に転じ、平成 19 年 3 月期は売上高が対前期比の 67.1%まで低下、赤字に転落した。平成 21 年 3 月期の売上高は対前期比 18.2%増となり、黒字転換を果たしたが、翌期も人員削減を含めた経費低減施策を実施したものの、平成 22 年 3 月期は売上高が対前期比の 53.1%まで低下、再び赤字に転落した。

(単位：百万円)

連結P/L	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高	11,027	9,915	6,654	5,158	6,096	3,237	2,467
営業利益	950	819	▲ 360	▲ 686	129	▲ 671	▲ 956
経常利益	932	834	▲ 364	▲ 708	92	▲ 696	▲ 1,020
当期純利益	538	494	▲ 366	▲ 885	73	▲ 697	▲ 1,772

連結B/S	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
流動資産	3,666	3,914	3,444	2,997	2,658	2,466	1,039
固定資産	425	500	579	448	367	374	134
流動負債	1,054	920	541	901	801	834	1,031
固定負債	0	0	450	450	50	586	513
純資産	3,037	3,494	3,032	2,094	2,174	1,420	▲ 371

(2) 本会社の直近の現況

かかる事態を受けて、アドバネクスより代表取締役を招き（平成 22 年 4 月 14 日付リリース「代表者である代表取締役の異動に関するお知らせ」）、さらなる経営合理化施策を実施してきたが（平成 22 年 10 月 29 日付リリース「経営合理化の取り組みに関するお知らせ」）、業績の改善には至らず、平成 23 年 3 月期連結会計年度において営業損失 956 百万円、当期損失 1,772 百万円という大幅な赤字を計上するに至り、同年度末において 371 百万円の債務超過に陥った（平成 23 年 6 月 17 日付有価証券報告書）。

そのため、本会社は 6 月 17 日付で、本会社が上場している大阪証券取引所 JASDAQ 市場において猶予期間入り銘柄となり、同時に監視区分銘柄に指定された（平成 23 年 6 月 17 日付リリース「当社株式の「債務超過」の猶予期間入り銘柄及び監視区分の指定に関するお知らせ」）。このまま平成 24 年 3 月期連結会計年度の終了時点で債務超過を解消できなければ、本会社の株式は上場廃止となる。

こうした危機的な状況を迎え、本会社は従前からの主要事業の一つである携帯電話向けヒンジユニットの製造・販売について、不採算商品を中心とした事業の縮小・一部撤退により収益の改善を目指してきたものの（平成 23 年 4 月 21 日付リリース「携帯電話向け事業の縮小・一部撤退に関するお知らせ」、平成 23 年 5 月 13 日付リリース「携帯電話向け事業の縮小・一部撤退に関する経過のお知らせ」）、不採

算事業からの撤退に当初の想定以上の時間を要しているために収益性の悪化を食い止めることができな
いばかりか、更なる損失の拡大が見込まれることが現実となった。このため、平成 24 年 3 月期第 2 四半
期の連結業績予想を営業損失 330 百万円、純損失 360 百万円に、同じく平成 24 年 3 月期通期の連結業績
予想を営業損失 420 百万円、純損失 470 百万円に下方修正するに至った（平成 23 年 7 月 8 日付リリース
「業績予想の修正に関するお知らせ」）。

(3) 本会社の資金繰り状況

引き続き目先の業績低迷が見込まれる中、本会社の資金繰りは支出超過が続いており、本会社の手元
資金では不足するため、支出超過分の資金を外部から調達しなければならない。

しかしながら、取引金融機関からの資金調達は、本会社の進行情第一四半期の営業収支が当初計画を
上回る赤字のため事業計画の蓋然性が担保できない状況にあり、新たな借入は事実上不可能である。ま
た本会社は直接金融に活路を求めて、国内・海外の投資家・事業会社などに資本参加などによる支援を
打診してきたが、いずれも最終的な合意に至っていない。

加えて、今回、平成 24 年 3 月期第 2 四半期及び通期の連結業績予想が従前の発表を上回る大幅な赤字
に陥ることを公表したことから、このままでは資金繰りの悪化に拍車がかかると懸念される。

(4) アドバネクスからの資金支援

こうした厳しい状況の下で、唯一資金の出し手となり得るのは、親会社のアドバネクスである。しか
しながら、本会社は既にアドバネクスから約 230 百万円の借入を受けている上に、アドバネクスの債務
保証による銀行借入金の残高も 350 百万円に達している。

アドバネクスからの資金支援は、本会社が平成 24 年 3 月期事業計画（売上高 1,500 百万円、当期純損
失 300 百万円）を達成できる前提の下で実施されており、事業計画の目標値を達成できなかった場合に
は、追加の支援は受けられない（平成 23 年 6 月 17 日付有価証券報告書）ことが前提とされている。と
ころが上記のとおり下方修正後の平成 24 年 3 月期通期の連結業績予想で当期純損失額が 470 百万円とな
り、平成 24 年 3 月期通期事業計画における純損失額を既に上回っているため、このままではアドバネク
スからの追加の資金支援を期待し難い状況にある。

(5) 即時の事業再編の必要性

本会社の収支の悪化及び損失の拡大を回避し、本会社及びアドバネクスグループの企業価値の毀損を
最小化するためには、本会社とアドバネクスの営業部門・生産部門・内部管理部門等で重複する機能の
統合が不可欠であり、即時実行に移すことが求められている。

しかし、少数株主が存しているままでは、即時に下さねばならない意思決定等に制約が生じることと
なる。そのため、かかる事業再編を実行する前提として株式交換により本会社の少数株主をアドバネク
スの株主とすることで、完全子会社化することが必要であるとの点で本会社とアドバネクスが一致した。

2. 本株式交換の目的について

(1) 本株式交換の目的

アドバネクス及び本会社は、株式交換の目的につき、以下の通り説明している（平成 23 年 8 月 9 日公
表予定のリリース「株式会社アドバネクスによる株式会社ストロベリーコーポレーションの株式交換に
よる完全子会社化に関するお知らせ」の「1. 本株式交換による完全子会社化の目的」）。

本会社は、ヒンジ事業、とりわけ携帯電話向けのヒンジユニットの製造・販売事業を軸に事業を展開
してきたが、市場環境の変化と価格競争の激化により売上及び利益の減少傾向に歯止めがかからない状
況に陥っている。そこで、事業体制の再編によって収益力の回復を図るべく、昨年 10 月以降さまざまな
経営合理化施策を実施してきた。しかし、品質問題への対応や中国における生産移管の遅れ等により業
績改善を実現するには至らず、平成 23 年 3 月期連結会計年度において営業損失 956 百万円、当期損失
1,772 百万円もの多額の赤字を計上した結果、同年度末において 371 百万円の債務超過に陥った。

こうした過去数年間の推移を見る限り、携帯電話向けヒンジ事業等の営業収支の早急な黒字転換の可
能性は、現状では不透明といわざるを得ず、さりとて事業継続には今後も資金の追加調達が必要な状態
であることから、取引先への供給責任を果たすための生産計画の遂行と並行して、不採算事業のリスト

ラクチャリングを進めてきた。

ところが、平成23年7月8日付リリース「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、携帯電話向けのヒンジ事業の縮小・一部撤退の進捗遅れ等により、収益性の悪化に伴う損失が拡大する見込みとなった。また、ノートパソコン向けヒンジ事業についても、新規案件の取り込みの遅れによる収益の低下が見込まれている。この結果、平成24年3月期第2四半期の連結業績予想は営業損失330百万円、純損失360百万円に、平成24年3月期通期の連結業績予想は、営業損失420百万円、純損失470百万円まで悪化する見通しとなった。

かような状況を鑑みて、本会社及びアドバネクスは、両社の企業価値の毀損を最小化させるための諸施策につき協議・検討を重ねた結果、予想以上に不採算事業からの撤退に時間を要しており、なおしばらくの期間を必要としている現実を踏まえ、その間の赤字を可能な限り削減すべきとの判断に達した。そして、アドバネクスが本会社の議決権の100%を取得することによって本会社を完全子会社化し、営業・生産・管理等のあらゆる機能について重複する部分を統合し、大幅な経費の削減とより早急な不採算事業からの撤退を即時に実現することが、両社の企業価値の毀損の最小化にとって有益な施策であると判断するに至った。

(2) 小括

以上の目的は、本会社が、本会社の企業価値の維持・向上（毀損の最小化を含む）に資するものと判断して本株式交換を行うものであり、また、上記1.に記載した本株式交換に至る背景・経緯等にも整合しているものであることから、本会社が本株式交換を行う目的についてその正当性を疑わせる点はない。

3. 株式交換比率その他の条件について

(1) 本株式交換の交換比率

本会社は、株式交換の検討に先立って、コンピタント税理士法人（以下「算定人」という）に株式交換比率の算定を依頼した。なお、本会社と算定人との間に、特段の利害関係は存在しない。

算定人は、アドバネクスの株式について、アドバネクスが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成23年8月5日を算定基準日とし、東京証券取引所市場第一部における、平成23年7月6日から平成23年8月5日までの直近1ヶ月間、平成23年5月6日から平成23年8月5日までの直近3ヶ月間、平成23年2月6日から平成23年8月5日までの直近6ヶ月間の期間の各取引日の株価終値平均）を採用して算定した。それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」という）を採用して算定を行った。

次に、本会社の株式については、本会社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成23年8月5日を算定基準日とし、大阪証券取引所ジャスダック市場における、平成23年7月6日から平成23年8月5日までの直近1ヶ月間、平成23年5月6日から平成23年8月5日までの直近3ヶ月間、平成23年2月6日から平成23年8月5日までの直近6ヶ月間に加え、本会社が平成23年3月期において債務超過の状態に陥ったことに起因する上場廃止に係る猶予期間入りに関する開示を行った平成23年6月17日の翌営業日である6月20日から平成23年8月5日までの期間の各取引日の株価終値平均）を採用して算定した。また本会社は、現在、債務超過の状態にあり収益改善の具体的な見通しが立っていないことや、主要事業の縮小と撤退を進めていることなどから、将来収益に基づいて株式価値の評価を行うDCF法を採用せず、一般的に清算を行うことを前提とした静態的評価とされる純資産法を採用して算定を行ったが、本会社の株式の評価額はゼロとなった。

当該算定の結果、アドバネクスの1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の評価レンジは、次のとおりとなった。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	140.66～217.35
DCF法／純資産法	0

本会社は、上記の株式交換比率の算定結果及び算定人からの助言を検討し、また、本会社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、アドバネクスとの間で交渉・協議を行った。本会社については、業績悪化が継続しており、平成23年7月8日に平成24年3月期第2四半期の連結業績予想の修正を開示していることから、直近に近い平均株価を重視するとともに、営業赤字のためフリーキャッシュフローを単独企業として合理的に計画できない現在の状況に加え、債務超過のため純資産法では株価がゼロという実態を踏まえて評価した。アドバネクスについては、本会社の属するヒンジ事業以外のセグメントでは、業績回復が鮮明であることから、市場株価法にDCF法に基づく株式価値を加味して評価した。その結果、両社は、交換比率を、1：92とする本株式交換契約を締結する予定である。

(2) 小括

本株式交換の交換比率のもとになったアドバネクス及び本会社の株式価値の評価に対する本会社の判断には、以下のとおり合理性及び妥当性が認められる。

まず、アドバネクスの株式価値についてであるが、アドバネクスの連結業績及び財務状態は、本会社の大幅赤字又は債務超過が大きな要因で悪化させているところ、本会社の赤字は予想よりも拡張している。この点の先行きへの懸念が、アドバネクスに対する株式市場の評価を下げている面も推認されるところ、今回の株式交換後にグループとして抜本的な対策が講じられれば、本来の企業価値の観点から評価されるとの期待も否定できない。このような理由を踏まえて、市場株価法の算定結果だけでなく、DCF法の算定結果も加味してアドバネクスの株式価値を評価した本会社の判断には合理性及び妥当性が認められる。

次に、本会社の株式価値について、本会社は期初の予想を超える大幅な営業赤字を計上し、債務超過という状態にあり、しかも資金繰りにも支障が生じている会社であることからすれば、純資産法の算定結果による評価も否めないところ、市場株価法の算定結果に重きをおいて本会社の株式価値を評価した本会社の判断には合理性及び妥当性が認められる。

かかるアドバネクス及び本会社の株式価値をもとに算定した本株式交換の交換比率は、合理的かつ妥当なものと認められ、さらに、当該交換比率は上記株式交換比率の評価レンジ内に含まれていることをあわせて鑑みると、その妥当性を疑わせるような事情は認められない。

また、本株式交換における株式交換比率以外の諸条件（実施スケジュール等）についても検討したが、株式交換比率と同様に不合理な点は認められず、その妥当性を疑わせるような事情は認められない。

4. 本株式交換及び株式交換比率の決定に至る手続について

(1) 本社内における検討（株式交換委員会の設置）

本会社は、本株式交換の検討のため、代表取締役小原正美を除く取締役3名及び監査役3名（社外監査役2名）から構成される株式交換委員会（以下「本委員会」という）を設置し、同委員会を4回開催し、株式交換比率を含めて当該提案を受諾するか否かについて検討を行った。なお、本会社の代表取締役小原正美は、アドバネクスの取締役を兼任しており、利益相反を回避するために本委員会には参加していない。

(2) アドバネクスとの株式交換比率等に関する交渉

取締役清水優文は、上記株式交換委員会の決議に基づき、アドバネクスの提案する株式交換比率では本会社少数株主の利益保護の観点から問題があるとして、株式交換比率についてアドバネクスの担当者との間で複数回交渉・協議を行い、最終的に上記株式交換比率により本株式交換を行うことで両社の意見が一致した。

(3) 取締役会における決議方法

本株式交換契約の締結に関する取締役会決議は、以下のとおり二段階のプロセスにより行う予定である。

- ① まず、利益相反回避の観点から、取締役会の時点でアドバネクスとの間で契約社員の契約（残

存契約期間：8ヵ月)を締結しているのみで、取締役ないし従業員の地位のない取締役清水優文ならびにアドバネクスとの間で契約関係のない監査役菊池孝人及び同井上真伯により本株式交換に関する審議を行い、本株式交換は本会社の企業価値の毀損の最小化に資するものであって、本株式交換を行うことが本会社の少数株主にとって不利益なものではないと認められることを確認した上で、本株式交換契約の締結を決議する。

- ② 次に、アドバネクスの正社員の地位にある取締役紺野年夫及び同村松昭典を含む3名の取締役ならびにアドバネクスの監査役を兼任する監査役越智大藏を含む3名の監査役により、改めて本株式交換に関する審議を行い、出席取締役の全員一致で、本株式交換は本会社の企業価値の毀損の最小化に資するものであって、本株式交換を行うことが、本会社の少数株主にとって不利益なものではないと認められることを確認した上で、本株式交換契約の締結を決議する。

(4) 監査役による意見表明

本会社の監査役3名(社外監査役2名)は、その全員が各々、取締役会による本株式交換契約締結の決議に賛成する旨の意見を表明している。

(5) 小括

以上より、本株式交換及び株式交換比率の決定は、十分な利益相反回避措置が講じられた上で行われており、公正な手続きに基づいているものと認められる。

以 上